

令和8年第3回

石川県議会定例会議案

目 次

議案番号	件 名	頁
議案第1号	令和8年度石川県一般会計補正予算（第1号）	1
議案第2号	令和8年度石川県港湾整備特別会計補正予算（第1号）	11
議案第3号	令和8年度石川県水道用水供給事業会計補正予算（第1号）	15
議案第4号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	17
議案第5号	石川県税条例の一部を改正する条例について	19
議案第6号	本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について	23
議案第7号	石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	25
議案第8号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災11703号 主要地方道輪島浦上線 道路災害復旧工事（その1）（概略発注対象工事））	27
議案第9号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更について（6災11703号 主要地方道輪島浦上線 道路災害復旧工事（その2）（概略発注対象工事））	29
議案第10号	請負契約の締結について（6災405号・406号・417号・425号 一般国道249号 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））	31
議案第11号	変更請負契約の締結について（6災2404号 一般県道高屋出田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事））	33
議案第12号	財産の取得について（除雪トラック）	35
議案第13号	損害賠償額の決定について	37
議案第14号	損害賠償額の決定について	39
議案第15号	損害賠償額の決定について	41
議案第16号	損害賠償額の決定について	43
議案第17号	損害賠償額の決定について	45
議案第18号	損害賠償額の決定について	47
議案第19号	損害賠償額の決定について	49
議案第20号	請負契約の締結について（我谷ダム 堰堤改良（非常用洪水吐設備）工事）	51
議案第21号	請負契約の締結について（6災1195号外 二級河川南志見川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））	53
議案第22号	請負契約の締結について（6災1255号 二級河川浦上川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事））	55

議案第23号	請負契約の締結について（6災1290号外 二級河川河原田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））	57
議案第24号	請負契約の締結について（6災1325号 二級河川鳳至川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事））	59
議案第25号	請負契約の締結について（6災1325号 二級河川鳳至川 河川災害復旧工事（2工区）（概略発注対象工事））	61
議案第26号	請負契約の締結について（6災1382号 二級河川町野川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））	63
議案第27号	請負契約の締結について（6災1475号 二級河川日詰川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事））	65
議案第28号	請負契約の締結について（6災8071号 穴水海岸 海岸災害復旧工事（概略発注対象工事））	67
議案第29号	請負契約の締結について（6災602号・604号・605号・606号 穴水港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））	69
議案第30号	請負契約の締結について（北山外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	71
議案第31号	請負契約の締結について（大川外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	73
議案第32号	請負契約の締結について（宮地外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	75
議案第33号	請負契約の締結について（山本4号外 災害関連緊急砂防工事（概略発注対象工事））	77
議案第34号	請負契約の締結について（上田長外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	79
議案第35号	請負契約の締結について（大野3外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	81
議案第36号	請負契約の締結について（二俣 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	83
議案第37号	請負契約の締結について（下縄又 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	85
議案第38号	請負契約の締結について（6災7210号 上浜外 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事 折戸 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	87
議案第39号	請負契約の締結について（6災8273号 久田 地すべり防止施設災害復旧工事（概略発注対象工事））	89

議案第40号	変更請負契約の締結について（森吉 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	91
議案第41号	変更請負契約の締結について（高屋 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	93
議案第42号	変更請負契約の締結について（珠洲赤神 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	95
議案第43号	変更請負契約の締結について（珠洲大谷 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	97
議案第44号	変更請負契約の締結について（大谷 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））	99
議案第45号	変更請負契約の締結について（地原 災害関連緊急地すべり対策工事（土工）（余裕期間対象工事））	101
議案第46号	損害賠償額の決定について	103
議案第47号	損害賠償額の決定について	105
議案第48号	財産の取得について（パーソナルコンピュータ）	107
議案第49号	損害賠償額の決定について	109
報告第1号	令和7年度石川県一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について	111
報告第2号	石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について	119
報告第3号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 千代・中田工区 トンネル工事）	127
報告第4号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6災1240号 二級河川八ヶ川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事））	129
報告第5号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6災1425号 二級河川小又川外 6災11676号-15工区 主要地方道能都穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事））	131
報告第6号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6災2548号 二級河川磐若川 6災2437号 主要地方道珠洲穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事））	133
報告第7号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6災2556号 二級河川鶴飼川 6災7203号外 二級河川鶴飼川（小屋ダム） 災	

	害復旧工事（概略発注対象工事）	135
報告第8号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災2579号 二級河川若山川 6災2487号 主要地方道珠洲里線 災害復旧工事 （概略発注対象工事）	137
報告第9号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災2586号外 二級河川紀の川 6災2372号 一般県道粟津正院線外 災害復旧 工事（概略発注対象工事）	139
報告第10号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災405号・406号・433号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）	141
報告第11号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災408号・409号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）	143
報告第12号	「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について（6 災419号・420号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）	145
報告第13号	「変更請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について （房田 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）	147
報告第14号	石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る 権利の放棄に関する報告について	149
報告第15号	令和7年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について	151
報告第16号	令和7年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について	175
報告第17号	令和7年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について	183
報告第18号	令和7年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について	185
報告第19号	令和7年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について	187
報告第20号	令和7年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について	189

議案第 1 号

令和 8 年度石川県一般会計補正予算(第 1 号)

令和 8 年度の石川県一般会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48,966,531千円を追加し、歳入歳出それぞれ937,876,531千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 令和 8 年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定による債務負担行為の変更及び追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の変更及び追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

令和 8 年 5 月 28 日 提出

石川県知事 山 野 之 義

第1表 令和8年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		136,180,000	3,400,000	139,580,000
	1 地方交付税	136,180,000	3,400,000	139,580,000
7 分担金及び金		2,160,914	1,154,204	3,315,118
	1 分担金	193,067	75,589	268,656
	2 負担金	1,967,847	1,078,615	3,046,462
8 使用料及び料		7,144,045	41,584	7,185,629
	1 使用料	5,448,671	41,584	5,490,255
9 国庫支出金		252,630,826	9,402,894	262,033,720
	1 国庫負担金	165,686,054	489,036	166,175,090
	2 国庫補助金	85,801,477	8,913,858	94,715,335
12 繰入金		49,809,007	16,241,242	66,050,249
	2 基金繰入金	49,707,052	16,241,242	65,948,294
14 諸収入		83,067,918	2,345,607	85,413,525
	3 貸付金元利収入	58,642,847	47,200	58,690,047
	4 受託事業収入	12,429,866	2,164,154	14,594,020
	6 雑収入	7,903,830	134,253	8,038,083
15 県債		73,846,000	16,381,000	90,227,000
	1 県債	73,846,000	16,381,000	90,227,000
歳入合計		888,910,000	48,966,531	937,876,531

議案第一号 令和八年度石川県一般会計補正予算 歳入

歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 115,571,463	千円 896,000	千円 116,467,463
	1 総務管理費	18,348,056	896,000	19,244,056
3 危機管理費		4,520,665	7,000	4,527,665
	1 危機管理費	4,520,665	7,000	4,527,665
4 復旧・復興費		32,046,469	94,000	32,140,469
	1 復旧・復興費	32,046,469	94,000	32,140,469
5 企画振興費		8,644,611	433,500	9,078,111
	1 企画振興費	8,644,611	433,500	9,078,111
6 文化観光費 スポーツ		28,114,049	1,012,400	29,126,449
	1 文化スポーツ費	5,964,771	14,000	5,978,771
	2 観光費	22,149,278	998,400	23,147,678
7 健康福祉費		100,783,214	353,869	101,137,083
	1 高齢者福祉費	40,564,656	16,820	40,581,476
	2 子育て福祉費	19,243,996	24,165	19,268,161
	3 障害福祉費	14,583,925	121,045	14,704,970
	4 地域福祉費	12,494,045	14,000	12,508,045
	6 生活衛生費	374,028	5,000	379,028
	7 医薬看護費	7,556,563	172,839	7,729,402
8 生活環境費		3,320,497	9,581,087	12,901,584
	1 環境費	2,320,946	9,569,087	11,890,033
	2 県民生活費	999,551	12,000	1,011,551
9 商工労働費		70,973,948	6,582,630	77,556,578

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 商 工 費	68,932,136 ^{千円}	6,579,630 ^{千円}	75,511,766 ^{千円}
	2 労 働 費	1,951,471	3,000	1,954,471
10 農林水産業費		34,882,679	5,085,421	39,968,100
	1 農 業 費	18,325,491	359,580	18,685,071
	3 農 地 費	8,627,751	3,617,142	12,244,893
	4 林 業 費	5,222,210	937,583	6,159,793
	5 水 産 業 費	1,799,035	171,116	1,970,151
11 土 木 費		53,202,523	23,475,507	76,678,030
	2 道路橋りょう費	27,938,219	17,989,871	45,928,090
	3 河川海岸費	10,017,924	1,311,513	11,329,437
	4 港 湾 費	4,192,743	1,673,552	5,866,295
	5 都市計画費	8,014,086	2,280,971	10,295,057
	6 建築住宅費	2,064,316	219,600	2,283,916
12 警 察 費		27,691,518	281,135	27,972,653
	1 警察管理費	25,804,568	16,675	25,821,243
	2 警察活動費	1,886,950	264,460	2,151,410
13 教 育 費		111,946,473	541,982	112,488,455
	1 教育総務費	17,656,270	155,000	17,811,270
	3 高等学校費	24,207,982	105,500	24,313,482
	4 特別支援学校費	10,213,492	218,482	10,431,974
	5 社会教育費	2,045,847	62,000	2,107,847
	6 保健体育費	3,369,772	1,000	3,370,772
14 災 害 復 旧 費		209,595,408	622,000	210,217,408

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 県有施設災害復旧費	千円 13,289,981	千円 70,000	千円 13,359,981
	4 農林水産業施設 災害復旧費	42,163,206	552,000	42,715,206
歳 出 合 計		888,910,000	48,966,531	937,876,531

第2表 債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
令和8年度農業農村整備事業費	令和9年度	1,560,000 ^{千円}	令和9年度	1,730,000 ^{千円}
令和8年度道路建設費	令和9年度 令和10年度	2,900,000	令和9年度 令和10年度	3,900,000
令和8年度道路整備費	令和9年度	2,150,000	令和9年度	4,150,000
令和8年度諸施設災害復旧費	令和9年度 令和10年度	5,641,000	令和9年度 令和10年度	6,071,000
西部緑地公園再整備費			令和9年度	72,000
国際園芸博覧会催事出展委託費			令和9年度	2,500
交 番 等 建 設 費			令和9年度	95,000
体育館空調設備整備費			令和9年度	2,477,000

議案第一号 令和八年度石川県一般会計補正予算 債務負担行為

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 千円	利率	償還の方法	限度額 千円	利率	償還の方法
国直轄河川事業費負担金	368,000			530,000		
河川総合開発事業費	77,000			82,000		
河川整備費	121,000			173,000		
砂防地すべり対策費	562,000			696,000		
国直轄砂防事業費負担金	451,000			643,000		
海岸保全費	265,000			282,000		
国直轄海岸事業費負担金	196,000			284,000		
港湾管理費	887,000			1,583,000		
港湾改良費	609,000			832,000		
国直轄港湾事業費負担金	492,000			668,000		
街路事業費	472,000			683,000		
公園整備費	987,000			1,577,000		
警察施設費	507,000			512,000		
交通指導取締費	544,000			769,000		

高等学校整備費	1,996,000					2,018,000	
特別支援学校整備費	1,399,000					1,574,000	
社会教育振興費	116,000					178,000	
諸施設災害復旧費	6,176,000					6,246,000	
林地荒廃防止施設 災害復旧事業費	276,000					576,000	
共同利用施設 災害復旧事業費	41,000					204,000	
財産管理費	800,000					1,130,000	
国直轄空港事業費負担金	221,000					427,000	
建築指導費						189,000	
計	73,846,000					90,227,000	

議案第2号

令和8年度石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)

令和8年度の石川県港湾整備特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300,000千円を追加し、歳入歳出それぞれ3,195,261千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和8年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算」による。

(地方債の補正)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の追加は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

第1表 令和8年度石川県港湾整備特別会計歳入歳出補正予算

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県債		千円 1,851,000	千円 300,000	千円 2,151,000
	1 県債	1,851,000	300,000	2,151,000
歳入合計		2,895,261	300,000	3,195,261

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 港湾整備事業費		千円 2,147,261	千円 300,000	千円 2,447,261
	2 整備費	838,000	300,000	1,138,000
歳出合計		2,895,261	300,000	3,195,261

議案第二号 令和八年度石川県港湾整備特別会計補正予算

第2表 地方債補正

起債の目的	補			前			正			後		
	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法	限度額 千円	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業費	1,477,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式で借り入れられる資金について、直率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先との融通条件によ る。ただし、県財政そ の都合により、据置 期間を短縮し、借 入及び償還は繰上 りすることができ る。	1,777,000	普通貸借又は証券発行	8.5%以内(ただし、利率見直し式で借り入れられる資金について、直率の見直しを行った後、当該見直しの利率)	借入先との融通条件によ る。ただし、県財政そ の都合により、据置 期間を短縮し、借 入及び償還は繰上 りすることができ る。	2,151,000			
計	1,851,000				2,151,000							

議案第3号

令和8年度石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)

(総則)

第1条 令和8年度の石川県水道用水供給事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 令和8年度石川県水道用水供給事業会計予算(以下「予算」という。)第2条中(3)を次のとおり補正する。

区 分	既決予定額	補正予定額	計
(3) 主要な建設改良事業			
送水施設建設改良事業費	6,040,000千円	4,020,000千円	10,060,000千円
(うち債務負担行為額)	2,000,000千円	2,000,000千円	4,000,000千円)

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的収入		4,729,000千円	2,020,000千円	6,749,000千円
第1項 企業債		4,723,000千円	2,020,000千円	6,743,000千円
支 出		既決予定額	補正予定額	計
科 目				
第1款 資本的支出		7,083,781千円	2,020,000千円	9,103,781千円
第1項 建設改良費		4,780,720千円	2,020,000千円	6,800,720千円

(債務負担行為)

第4条 予算第5条中「2,000,000千円」を「4,000,000千円」に改める。

(企業債)

第5条 予算第6条の表中

「 送水施設建設改良 事業費 4,040,000 千円」	を	「 送水施設建設改良 事業費 6,060,000 千円」	に改める。
--	---	--	-------

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

議案第四号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年五月二十八日提出

石川県知事 山野 之 義

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和三十一年石川県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の二第二項第七号(一)中「七十円」を「九百五十円」に、「千八十円」を「千四百四十円」に改め、同号(二)及び同項第八号中「千八十円」を「千四百四十円」に改める。

第十三条第二項第一号中「八百四十円」を「千二百円」に、「千八十円」を「千四百四十円」に改める。

附則第七項中「八百四十円」を「千二百円」に、「千六百八十円」を「二千二百四十円」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和八年四月一日から適用する。

（特殊勤務手当の内払）

2 新条例の規定を適用する場合には、改正前の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された特殊勤務手当は、新条例の規定による特殊勤務手当の内払とみなす。

提案理由

国における支給状況を考慮して、特殊勤務手当の見直しを行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第五号

石川県税条例の一部を改正する条例について

石川県税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年五月二十八日提出

石川県知事 山野 之 義

石川県税条例の一部を改正する条例

石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六十七条の二第一項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）」を「同法」に改め、同条第四項中「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律」の下に「（昭和三十年法律第三十七号）」を加える。

第七十五条第一項中「住宅（」の下に「法第七十三条の十四第一項に規定する特定区域内住宅を除くものとし、」を加える。

附則第七条第二項中「第四項」を「第五項」に、「第七項」を「第八項」に改め、同条第九項中「附則第三十四条の二第十二項」を「附則第三十四条の二第十四項」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第九項」を「第十項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項（第二項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年法律第七十七号）第五十六条第一項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第一項又は第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第九条の二の四の次に次の二条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例）

第九条の二の五 知事は、当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三

十八条の二第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第四十条及び第四十一条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第十八条の六の四第一項の規定により計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（法附則第三十五条の三の六第二項第三号の規定により読み替えて適用される法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、法附則第三十五条の三の六第二項各号に規定するところによる。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、令附則第十八条の六の四第二項及び第三項に規定するところによる。

（特定暗号資産に係る譲渡損失の繰越控除）

第九条の二の六 県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定暗号資産に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年前において控除されたものを除く。）は、当該特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の県民税について特定暗号資産に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した法第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（法附則第三十五条の三の七第四項において準用する法第四十五条の二第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、令附則第十八条の六の五第一項の規定により、当該納税義務者の前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する特定暗号資産に係る譲渡損失の金額とは、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十八条の二第一項に規定する特定暗号資産の同項に規定する譲渡をしたことにより生じた損失の金額として令附則第十八条の六の五第二項の規定により計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の県民税に係る前条第一項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として令附則第十八条の六の五第三項の規定により計算した金額をい

う。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

4 前三項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、令附則第十八条の六の五第六項から第八項までに規定するところによる。

附則第九条の四第二項中「とは、当該」を「とは、同項に規定する」に改め、同条第四項中「第七項及び第十七項」を「から第八項まで」に改める。

附則第十七条第一項ただし書中「第二条第九項」を「第二条第十項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の改正規定及び次項の規定 令和十年一月一日

二 第六十七条の二第一項及び第四項の改正規定 令和十年四月一日

三 第七十五条第一項の改正規定及び附則第四項の規定 令和十一年四月一日

四 附則第九条の二の四の次に二条を加える改正規定及び附則第三項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和八年法律第二号）附則第一条第十七号に掲げる規定の施行の日

(個人の県民税に関する経過措置)

2 改正後の石川県税条例（以下「新条例」という。）附則第七条第四項の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和十年一月一日以後に行う同条第一項の土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第九条の二の五及び第九条の二の六の規定は、附則第一項第四号に掲げる規定の施行の日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の県民税について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

4 新条例第七十五条第一項の規定は、令和十一年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、新築住宅用の土地の取得に対する不動産取得税の減額措置の適用対象の見直し等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第六号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例について

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年五月二十八日提出

石川県知事 山野之義

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例(平成二十七年石川県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例の規定は、令和八年四月一日から適用する。

提案理由

地域再生法第十七条の六の地方公共団体を定める省令の一部改正に伴い、県税の課税の特例措置の適用期限の延長を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第七号

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年五月二十八日提出

石川県知事 山野 之 義

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

石川県認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十六年石川県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第四条の見出しを「（職員の資格等）」に改め、同条に次の三項を加える。

6 第一項、第二項及び第四項に規定する保育士の資格を有する者については、一人に限り、当該認定こども園に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて障害児の療育の指導を行う業務に五年以上従事した経験を有するもの（以下「特定理学療法士等」という。）をもつて代えることができる。

7 特定理学療法士等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

8 認定こども園は、特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第十条の二中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

第十一条第二項中「三十五人」を「三十人」に改める。

第十二条第一項中「又は」を「、主務保育教諭又は」に改め、同条第五項第二号中「主幹養護教諭」の下に「、主務養護教諭」を加える。

第二十二条並びに第二十三条第一項の表第四条第一項の項及び同条第二項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則第四項中「前項」を「第四条第六項及び前項」に、「看護師等を」を「特定理学療法士等及び看護師等を」に、「当該看護師等」を「当該特定理学療法士等及び看護師等」に改める。

附則第九項を附則第十項とし、附則第八項の前の見出しを削り、同項を附則第九項とし、同項の前の見出しとして「(幼保連携型認定こども園の食事の提供に係る特例)」を付し、附則中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、附則第五項の前の見出しを削り、同項を附則第六項とし、同項の前の見出しとして「(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)」を付し、附則第四項の次に次の一項を加える。

5 認定こども園は、第四条第六項及び附則第三項の規定により特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者(第四条第八項の規定による支援を行う者を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園における一学級の子ども数については、改正後の第三条第四項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

3 この条例の施行の際現に存する幼保連携型認定こども園における一学級の園児数については、改正後の第十一条第二項の規定にかかわらず、令和十四年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。

提案理由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、認定こども園の学級編制基準の引下げ等を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

議案第8号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第3回石川県議会定例会において議決された議決第22号「請負契約の締結について」（6災11703号 主要地方道輪島浦上線 道路災害復旧工事（その1）（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

契約金額「953,810,000円」を「1,492,676,900円」に改める。

議案第9号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第45号「請負契約の締結について」（6災11703号 主要地方道輪島浦上線 道路災害復旧工事（その2）（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

契約金額「981,750,000円」を「1,359,063,200円」に改める。

議案第10号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 6災405号・406号・417号・425号 一般国道249号 道路災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,014,200,000円

3 契約の相手方

石田・寺井特定建設工事共同企業体

代表者 羽咋郡志賀町富来領家町甲30番地1

石田工業株式会社

代表取締役 源 代 治

構成員 羽咋郡志賀町富来領家町子の16番地

寺井建設株式会社

代表取締役 寺 井 誠

議案第11号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 6災2404号 一般県道高屋出田線 道路災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 421,740,000円

変更後 671,523,600円

3 契約の相手方

森井・のとさく特定建設工事共同企業体

代表者 珠洲市若山町火宮7の部1番地

株式会社 森井組

代表取締役 坪根 浩

構成員 珠洲市上戸町北方い部31番地1

株式会社 のとさく

代表取締役 明星 加守暢

石川県知事 山 野 之 義

議案第12号

財産の取得について

除雪作業の用に供するため、次の財産を取得する。

令和8年5月28日提出

1 財産の種類及び数量

除雪トラック 3台

2 取得金額 147,719,000円

3 取得の相手方

埼玉県上尾市大字壺丁目1番地

UDトラックス株式会社

代表取締役 伊 藤 公 一

上記代理人 金沢市湊三丁目5番地3

UDトラックス株式会社金沢カスタマーセンター

カスタマーセンター長 平 西 俊 英

議案第13号

損害賠償額の決定について

令和7年5月2日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

- 1 相手方 [REDACTED] [REDACTED]
- 2 賠償額 4,937円
- 3 賠償責任発生の事実

令和7年5月2日午後5時31分頃、一般国道415号中、羽咋市神子原町地内において、[REDACTED]の運転する普通乗用自動車が道路側に傾いていたデリネーターに接触し、同車に損害を与えたもの

議案第14号

損害賠償額の決定について

令和7年12月5日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 97,350円
- 3 賠償責任発生の事実

令和7年12月5日午前8時40分頃、主要地方道珠洲穴水線中、鳳珠郡能登町字柏木地内において、道路法面からの倒木が[REDACTED]の運転する[REDACTED]使用の普通貨物自動車に落下し、同車に損害を与えたもの

議案第15号

損害賠償額の決定について

令和7年12月15日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 9,306円
- 3 賠償責任発生の事実

令和7年12月15日午後7時45分頃、主要地方道内浦柳田線中、鳳珠郡能登町字田代地内において、[REDACTED]の運転する軽自動車は道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第16号

損害賠償額の決定について

令和8年1月2日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 21,700円
- 3 賠償責任発生の事実

令和8年1月2日午後4時30分頃、一般県道野々市西金沢停車場線中、金沢市西金沢地内において、[REDACTED]の運転する軽自動車は道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第17号

損害賠償額の決定について

令和8年1月2日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 41,300円
- 3 賠償責任発生の事実

令和8年1月2日午後5時29分頃、一般県道野々市西金沢停車場線中、金沢市西金沢地内において、[REDACTED]の運転する普通乗用自動車は道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第18号

損害賠償額の決定について

令和8年1月24日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 相手方 [REDACTED] [REDACTED]
- 2 賠償額 9,229円
- 3 賠償責任発生の事実

令和8年1月24日午後3時頃、一般国道249号中、羽咋市中央町地内において、[REDACTED]の運転する[REDACTED]所有の小型乗用自動車は道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第19号

損害賠償額の決定について

令和8年3月4日発生の事故に係る国家賠償法（昭和22年法律第125号）第2条第1項の規定による損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

- 1 相手方 [REDACTED] [REDACTED]
- 2 賠償額 26,750円
- 3 賠償責任発生の事実

令和8年3月4日午前10時頃、一般県道若葉台松木線中、羽咋郡志賀町田原地内において、[REDACTED]の運転する普通乗用自動車は道路上の陥没部を通過した際に、同車に損害を与えたもの

議案第20号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 工事の名称 我谷ダム 堰堤改良（非常用洪水吐設備）工事
- 2 契約金額 588,500,000円
- 3 契約の相手方

広島県東広島市西条町御園宇6400番地3

豊国工業株式会社

代表取締役 金 谷 俊 宗

上記代理人 東京都中央区新川一丁目17番25号 KDX東茅場町三洋ビル8階

豊国工業株式会社東京支店

支店長 米 川 博 之

議案第21号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 6災1195号外 二級河川南志見川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,576,594,800円

3 契約の相手方

熊谷組・ヨネミツ特定建設工事共同企業体

代表者 福井県福井市中央二丁目6番8号

株式会社 熊谷組

取締役社長 上田 真

上記代理人 金沢市広岡二丁目13番5号

株式会社 熊谷組北陸支店

執行役員支店長 木下 剛

構成員 白山市松本町834番地1

株式会社 ヨネミツ

代表取締役 加藤 正人

議案第22号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 工事の名称 6災1255号 二級河川浦上川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事）
- 2 契約金額 2,195,143,368円
- 3 契約の相手方
安藤ハザマ・宮下特定建設工事共同企業体
代表者 東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社 安藤・間
代表取締役社長 国 谷 一 彦
上記代理人 金沢市諸江町27番9号 H O R I ビル
株式会社 安藤・間金沢営業所
所長 林 直 紀
構成員 輪島市門前町走出3の50番地
宮下建設株式会社
代表取締役 宮 下 正 久

議案第23号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 6災1290号外 二級河川河原田川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,686,159,992円

3 契約の相手方

三井住友建設・北浜建設特定建設工事共同企業体

代表者 東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社

代表取締役社長 柴田敏雄

上記代理人 金沢市元菊町21番87号

三井住友建設株式会社金沢営業所

所長 上田佳則

構成員 加賀市新保町ワ46番地

北浜建設株式会社

代表取締役 清田典廣

議案第24号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 6災1325号 二級河川鳳至川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,422,973,200円

3 契約の相手方

竹中土木・新出組特定建設工事共同企業体

代表者 東京都江東区新砂一丁目1番1号

株式会社 竹中土木

取締役社長 竹 中 祥 悟

上記代理人 金沢市広岡一丁目2番26号

株式会社 竹中土木北陸営業所

所長 毛 利 大 志

構成員 輪島市河井町21部64番地の2

株式会社 新出組

代表取締役 新 出 勝

議案第25号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 6災1325号 二級河川鳳至川 河川災害復旧工事（2工区）（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,601,287,600円

3 契約の相手方

三井住友建設・北浜建設特定建設工事共同企業体

代表者 東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社

代表取締役社長 柴田敏雄

上記代理人 金沢市元菊町21番87号

三井住友建設株式会社金沢営業所

所長 上田佳則

構成員 加賀市新保町ワ46番地

北浜建設株式会社

代表取締役 清田典廣

議案第26号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 6災1382号 二級河川町野川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 2,286,614,000円

3 契約の相手方

三井住友建設・池田建設工業特定建設工事共同企業体

代表者 東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社

代表取締役社長 柴田敏雄

上記代理人 金沢市元菊町21番87号

三井住友建設株式会社金沢営業所

所長 上田佳則

構成員 羽咋郡志賀町清水今江ルの19番地の2

池田建設工業株式会社

代表取締役 池田政基

議案第27号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 工事の名称 6災1475号 二級河川日詰川 河川災害復旧工事（概略発注対象工事）
- 2 契約金額 1,503,537,200円
- 3 契約の相手方
竹中土木・南建設特定建設工事共同企業体
代表者 東京都江東区新砂一丁目1番1号
株式会社 竹中土木
取締役社長 竹 中 祥 悟
上記代理人 金沢市広岡一丁目2番26号
株式会社 竹中土木北陸営業所
所長 毛 利 大 志
構成員 羽咋郡志賀町高浜町レの71番地1
南建設株式会社
代表取締役 南 裕 基

議案第28号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 6災8071号 穴水海岸 海岸災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,592,800,000円

3 契約の相手方

戸田・昭和特定建設工事共同企業体

代表者 七尾市府中町162番地

株式会社 戸田組

代表取締役 戸 田 充

構成員 鳳珠郡穴水町字川島レ110番地の1

昭和建設株式会社

代表取締役 高 木 作 之

議案第29号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 6災602号・604号・605号・606号 穴水港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 695,200,000円

3 契約の相手方

昭和・戸田特定建設工事共同企業体

代表者 鳳珠郡穴水町字川島レ110番地の1

昭和建設株式会社

代表取締役 高 木 作 之

構成員 七尾市府中町162番地

株式会社 戸田組

代表取締役 戸 田 充

議案第30号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 北山外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 2,458,856,400円

3 契約の相手方

熊谷組・麿香重機建設特定建設工事共同企業体

代表者 福井県福井市中央二丁目6番8号

株式会社 熊谷組

取締役社長 上 田 真

上記代理人 金沢市広岡二丁目13番5号

株式会社 熊谷組北陸支店

執行役員支店長 木 下 剛

構成員 かほく市白尾夕16番地11

株式会社 麿香重機建設

代表取締役 麿 香 敏 信

議案第31号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 大川外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,997,182,000円

3 契約の相手方

三井住友建設・池田建設工業特定建設工事共同企業体

代表者 東京都中央区佃二丁目1番6号

三井住友建設株式会社

代表取締役社長 柴 田 敏 雄

上記代理人 金沢市元菊町21番87号

三井住友建設株式会社金沢営業所

所長 上 田 佳 則

構成員 羽咋郡志賀町清水今江ルの19番地の2

池田建設工業株式会社

代表取締役 池 田 政 基

議案第32号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 宮地外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,628,000,000円

3 契約の相手方

ピーエス・川田組特定建設工事共同企業体

代表者 東京都港区東新橋一丁目9番1号

ピーエス・コンストラクション株式会社

代表取締役社長執行役員 櫻 林 美津雄

上記代理人 金沢市広岡一丁目5番23号

ピーエス・コンストラクション株式会社金沢営業所

所長 谷 口 猛

構成員 七尾市白銀町13番地の2

株式会社 川田組

代表取締役 川 田 尚 昭

議案第33号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 山本4号外 災害関連緊急砂防工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,489,562,800円

3 契約の相手方

熊谷組・加越建設特定建設工事共同企業体

代表者 福井県福井市中央二丁目6番8号

株式会社 熊谷組

取締役社長 上田 真

上記代理人 金沢市広岡二丁目13番5号

株式会社 熊谷組北陸支店

常務執行役員支店長 木下 剛

構成員 小松市幸町一丁目78番地

加越建設株式会社

代表取締役 清水 茂博

議案第34号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 上田長外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,456,571,600円

3 契約の相手方

熊谷組・ヨネミツ特定建設工事共同企業体

代表者 福井県福井市中央二丁目6番8号

株式会社 熊谷組

取締役社長 上 田 真

上記代理人 金沢市広岡二丁目13番5号

株式会社 熊谷組北陸支店

常務執行役員支店長 木 下 剛

構成員 白山市松本町834番地1

株式会社 ヨネミツ

代表取締役 加 藤 正 人

議案第35号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 大野3外 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,391,904,800円

3 契約の相手方

熊谷組・加越建設特定建設工事共同企業体

代表者 福井県福井市中央二丁目6番8号

株式会社 熊谷組

取締役社長 上田 真

上記代理人 金沢市広岡二丁目13番5号

株式会社 熊谷組北陸支店

常務執行役員支店長 木下 剛

構成員 小松市幸町一丁目78番地

加越建設株式会社

代表取締役 清水 茂博

議案第36号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 工事の名称 二俣 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）
- 2 契約金額 555,500,000円
- 3 契約の相手方
協・一松特定建設工事共同企業体
代表者 輪島市鳳至町鳳至丁80番地
株式会社 協建設
代表取締役 岩 崎 協
構成員 小松市幸町一丁目64番地
一松建設株式会社
代表取締役 一 松 幸 司

議案第37号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

- 1 工事の名称 下縄又 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）
- 2 契約金額 532,400,000円
- 3 契約の相手方
協・一松特定建設工事共同企業体
代表者 輪島市鳳至町鳳至丁80番地
株式会社 協建設
代表取締役 岩 崎 協
構成員 小松市幸町一丁目64番地
一松建設株式会社
代表取締役 一 松 幸 司

議案第38号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 6災7210号 上浜外 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧工事 折戸 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 1,819,901,864円

3 契約の相手方

前田・池田特定建設工事共同企業体

代表者 東京都千代田区富士見二丁目10番2号

前田建設工業株式会社

代表取締役社長 前田操治

上記代理人 金沢市鞍月五丁目181番

前田建設工業株式会社金沢営業所

所長 加茂野 励

構成員 羽咋郡志賀町清水今江ルの19番地の2

池田建設工業株式会社

代表取締役 池田政基

議案第39号

請負契約の締結について

請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 6災8273号 久田 地すべり防止施設災害復旧工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 519,200,000円

3 契約の相手方

北能・寺西特定建設工事共同企業体

代表者 鳳珠郡能登町字柳田仁部70番地

北能産業株式会社

代表取締役 福 池 功

構成員 鳳珠郡能登町字柳田梅26番地1

寺西建設株式会社

代表取締役 寺 西 芳 光

議案第40号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 森吉 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 435,270,000円

変更後 920,040,000円

3 契約の相手方

竹腰永井・能登特定建設工事共同企業体

代表者 白山市白峰ニ164番1地

竹腰永井建設株式会社

代表取締役 山田光二

構成員 珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地1

能登建設株式会社

代表取締役 入田明大

議案第41号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 高屋 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 339,900,000円

変更後 831,270,000円

3 契約の相手方

吉光・能登特定建設工事共同企業体

代表者 小松市長崎町甲118番地

株式会社 吉光組

取締役社長 吉 光 岳 文

構成員 珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地1

能登建設株式会社

代表取締役 入 田 明 大

議案第42号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 珠洲赤神 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 468,710,000円

変更後 793,540,000円

3 契約の相手方

風・能登特定建設工事共同企業体

代表者 白山市白峰ハ15番地1

株式会社 風組

代表取締役 風 尚 樹

構成員 珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地1

能登建設株式会社

代表取締役 入 田 明 大

議案第43号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

1 工事の名称 珠洲大谷 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 334,070,000円

変更後 751,080,000円

3 契約の相手方

竹腰永井・能登特定建設工事共同企業体

代表者 白山市白峰ニ164番1地

竹腰永井建設株式会社

代表取締役 山 田 光 二

構成員 珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地1

能登建設株式会社

代表取締役 入 田 明 大

議案第44号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 工事の名称 大谷 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事）

2 契約金額 変更前 438,020,000円

変更後 615,450,000円

3 契約の相手方

吉光・能登特定建設工事共同企業体

代表者 小松市長崎町甲118番地

株式会社 吉光組

取締役社長 吉光 岳文

構成員 珠洲市三崎町宇治ヨ部129番地1

能登建設株式会社

代表取締役 入田 明大

議案第45号

変更請負契約の締結について

変更請負契約を次のとおり締結する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

- 1 工事の名称 地原 災害関連緊急地すべり対策工事（土工）（余裕期間対象工事）
- 2 契約金額 変更前 293,700,000円
変更後 615,120,000円
- 3 契約の相手方

輪島市門前町走出3の50番地

宮下建設株式会社

代表取締役 宮下正久

議案第46号

損害賠償額の決定について

小松警察署で発生した運転免許試験受験の可否の誤教示に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

- 1 相手方 [REDACTED]
- 2 賠償額 111,435円
- 3 賠償責任発生的事实

令和6年10月25日に運転免許試験の受験の可否について小松警察署に問い合わせた[REDACTED]に対し、可否を誤って教示したことにより、同年11月1日に同人が自動車教習所に入所し、これらに係る費用について損害を与えたもの

議案第47号

損害賠償額の決定について

令和8年2月18日発生の事故に係る損害賠償額は、次のとおりとする。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 相手方 [redacted] [redacted]
[redacted] [redacted]

2 賠償額 60,874円

3 賠償責任発生の事実

令和8年2月18日午前9時18分頃、山形県山形市平清水一丁目3番17号駐車場において、[redacted]所有の普通乗用自動車を検索した際、開けたドアが駐車中の[redacted]所有の小型乗用自動車に接触し、双方の車両に損害を与えたもの

(105)

議案第48号

財産の取得について

県立学校教員の授業等の用に供するため、次の財産を取得する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

1 財産の種類及び数量

パーソナルコンピュータ 2,656台

2 取得金額 658,528,640円

3 取得の相手方

東京都大田区中馬込一丁目3番6号

リコージャパン株式会社

代表取締役 笠井 徹

上記代理人 金沢市広岡一丁目13番22号

リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部石川支社石川営業部

部長 佐藤 哲也

報告第1号

令和7年度石川県一般会計補正予算（第10号）の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第49号

令和7年度石川県一般会計補正予算（第10号）

令和7年度の石川県一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,924,747千円を追加し、歳入歳出それぞれ901,799,468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 令和7年度石川県一般会計歳入歳出補正予算」による。

（地方債の補正）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年3月31日

地方自治法第179条第1項の規定により専決

石川県知事 山野之義

第1表 令和7年度石川県一般会計歳入歳出補正予算

歳 入

△印 減

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県 税		186,400,000	4,941,215	191,341,215
	1 県 民 税	55,960,100	1,281,662	57,241,762
	2 事 業 税	51,960,000	2,422,096	54,382,096
	3 地 方 消 費 税	44,500,000	△ 125,007	44,374,993
	4 不 動 産 取 得 税	2,800,000	181,778	2,981,778
	5 県 た ば こ 税	1,200,000	96,405	1,296,405
	7 軽 油 引 取 税	10,450,000	689,000	11,139,000
	8 自 動 車 税	18,300,000	395,281	18,695,281
2 地 方 消 費 税 清 算 金		65,626,821	23,772	65,650,593
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	65,626,821	23,772	65,650,593
3 地 方 譲 与 税		25,880,000	1,414,919	27,294,919
	1 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	23,800,000	1,463,029	25,263,029

	2 地方揮発油譲与税	1,730,000	△	44,033	1,685,967
	3 石油ガス譲与税	59,000		693	59,693
	4 自動車重量譲与税	208,000	△	986	207,014
	5 森林環境譲与税	72,000	△	2,160	69,840
	6 航空機燃料譲与税	11,000	△	1,624	9,376
4 地方特例交付金		700,000	△	962	699,038
	1 地方特例交付金	700,000	△	962	699,038
5 地方交付税		148,802,476		1,903,129	150,705,605
	1 地方交付税	148,802,476		1,903,129	150,705,605
6 交通安全対策特別交付金		190,000		17,927	207,927
	1 交通安全対策特別交付金	190,000		17,927	207,927
11 寄附金		1,037,955		124,747	1,162,702
	1 寄附金	1,037,955		124,747	1,162,702
15 県債		83,298,000	△	2,500,000	80,798,000
	1 県債	83,298,000	△	2,500,000	80,798,000

款	項	補正前の額	補正額	計
歳入合計		895,874,721	5,924,747	901,799,468

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		126,507,831	5,800,000	132,307,831
	1 総務管理費	28,365,372	5,800,000	34,165,372
4 復旧・復興費		42,476,571	124,747	42,601,318
	1 復旧・復興費	42,476,571	124,747	42,601,318
歳出合計		895,874,721	5,924,747	901,799,468

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前			補正後				
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
文化振興費	245,000 ^{千円}	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。	226,000 ^{千円}	普通貸借又は証券発行	8.5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。ただし、県財政その他の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は借換えすることができる。
スポーツ振興費	697,000				695,000			
歴史博物館費	13,000				5,000			
観光戦略費	1,000							
要介護高齢者対策費	13,000				15,000			
子育て福祉総務費	1,000							
知的障害者福祉費	4,000				2,000			
保健環境センター費	6,000				3,000			
保健所費	79,000				74,000			
薬事衛生指導費	2,000				1,000			
産業技術専門校費	130,000				126,000			
農業総務費	47,000				34,000			
畜産総務費	77,000				61,000			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水産業振興費	458,000 ^{千円}				235,000 ^{千円}			
漁港管理費	2,000				1,000			
土木総務費	16,000				6,000			
道路建設費	8,731,000				8,949,000			
道路整備費	5,270,000				4,849,000			
国直轄道路事業費負担金	4,244,000				4,515,000			
港湾管理費	978,000				932,000			
街路事業費	748,000				752,000			
都市計画整備費	21,000				20,000			
公園整備費	1,043,000				1,024,000			
公営住宅建設費	559,000				52,000			
警察施設費	439,000				214,000			
運転免許費	76,000				33,000			
交通指導取締費	750,000				540,000			

高等学校整備費	1,669,000				1,187,000			
特別支援学校整備費	132,000				125,000			
諸施設災害復旧費	5,923,000				5,880,000			
土木施設災害復旧費	5,913,000				5,392,000			
一般管理費	236,000				94,000			
財産管理費	1,195,000				1,174,000			
交通対策費	545,000				547,000			
計	83,298,000				80,798,000			

報告第2号

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

専決第四十八号

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例について

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和八年三月三十一日

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十九条第一項の規定により専決

石川県知事 山野之義

石川県税条例及びアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税

の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部を改正する条例

（石川県税条例の一部改正）

第一条 石川県税条例（昭和二十九年石川県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

「第八節 自動車税

第一款 通則（第三百二十二条―第三百三十四条）

第二款 環境性能割（第三百三十五条―第四百四十四条の二）

を「第八節 自動車

第三款 種別割（第四百四十四条の三―第四百四十四条の十三）」

税（第三百三十二条―第四百四十四条の三）」に改める。

第四条第二項ただし書中「第四百四十四条の十三第二項」を「第四百四十四条の三第二項」に改める。

第五条第一項中「第四百四十四条の十三」を「第四百四十四条の三」に改める。

第十条第二項第一号中「第三百三十三条第三項」を「第三百三十三条第二項」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「、申告納付すべき日における自動車の取得者（第三百三十四条の規定により自動車の取得者とみなされる者を含む。）の住所地（自動車の取得者の住所が県内にない場合には、当該取得した自動車の主たる安置場の所在地）」を削る。

第二十八条第三項中「若しくは第三百三十九条第一項」を削り、同条第五項中「第四百四十四条の九第四項」を「第四百四十一条第四項」に改め、「の種別割」を削る。

第三十三条第一項中「、自動車税の環境性能割」を削る。

第三十五条第一項中「の種別割」を削り、「第三百三十九条第一項、第四百四十四条の十」を「第四百四十三条」に改める。

第七十条の二第一項中「十万円」を「十六万円」に、「本条」を「この条」に、「二十三万円」

を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第二章第八節第一款の款名を削る。

第三百二十二条中「次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる」を「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう」に改め、同条各号を削る。

第三百三十三条第一項を次のように改める。

自動車税は、主たる定置場が県内に所在する自動車に対し、その所有者に課する。

第三百三十三条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第三百三十四条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項を削る。

第二章第八節第二款を削る。

第二章第八節第三款の款名を削る。

第四百四十四条の三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第三号中「もつぱら」を「専ら」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第三百十五条とする。

第四百四十四条の四の見出し及び同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第三百十六条とする。

第四百四十四条の五の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に、「同項の規定」を「同項（同号に係る部分に限る。）の規定」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第五項中「第四百四十九条第一項第一号」を「附則第十二条の三」に改め、同条を第三百三十七条とする。

第四百四十四条の六の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第一百七十七条の七第三項」を「第一百五十四条第三項」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第三百三十八条とする。

第四百四十四条の七（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第三百三十九条とする。

第四百四十四条の八の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第四百四十四条の十二第一項第五号」を「第四百四十四条の二第一項第五号」に改め、同条を第四百四十条とする。

第四百四十四条の九の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（次項、次条及び第四百四十三

条第一項において「新規登録」という。）に、「第七十七條の十第一項」を「第五十七條第一項」に、「種別制」を「自動車税」に改め、同条第三項中「種別制」を「自動車税」に、「第四十四條の十第一項」を「第四十三條第一項」に改め、同条第四項中「種別制」を「自動車税」に改め、同条を第四十一條とする。

第四十四條の九の二の見出し中「種別制」を「自動車税」に改め、同条中「当該登録」を「当該新規登録」に、「種別制」を「自動車税」に、「第九條の十六」を「第九條」に改め、同条を第四百十二條とする。

第四百十四條の十の見出し中「種別制」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別制」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の下に「同法第十三條第一項に規定する」を加え、「第七十七條の十三第一項」を「第六十條第一項」に改め、同条第二項中「種別制」を「自動車税」に改め、同条を第四十三條とする。

第四百十四條の十一第一項中「第三百十四條第一項に規定する」を削り、同条を第四百十四條とする。

第四百十四條の十二の見出し中「種別制」を「自動車税」に改め、同条第一項中「種別制」を「自動車税」に改め、同項第三号中「身体障害者等のため」を「身体障害者等（身体又は精神に障害があるため、日常生活を営むに当たり、歩行することが困難である者として規則で定める者という。以下この項及び第六項において同じ。）のため」に改め、同号口中「日常生活支援利用」の下に「（通学、通院、通所、生業その他の日常生活に必要な利用として規則で定めるものをいう。以下この号において同じ。）」を加え、同条第二項、第三項及び第五項から第八項までの規定中「種別制」を「自動車税」に改め、同条を第四百十四條の二とする。

第四百十四條の十三（見出しを含む。）中「種別制」を「自動車税」に改め、同条を第四百十四條の三とする。

附則第五條第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第七條第一項及び第二項中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。

附則第十條の五中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十二條の四第八項中「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）」を加え、「附則第十二條の二の七の二第一項」を「附則第十二條の二の八第一項」に改める。

附則第十二條の五から第十二條の十までを削る。

附則第十三條の前の見出し中「の種別制」を削り、同条第一項中「第四百九條第一項第二号」及び「第四百九條第一項第三号」を「附則第十二條の三第一項」に改め、「の種別制」を削り、「第四百九條の五第一項」を「第三百三十七條第一項」に改め、同項各号を次のように改める。

- 一 ガソリン自動車（法附則第十二條の三第一項第一号に規定するガソリン自動車をいう。第四項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（法附則第十二條の三第一項第一号に規定

する石油ガス自動車をいう。第四項第二号において同じ。)で平成二十七年三月三十一日までに法附則第十二条の三第一項第一号に規定する初回新規登録(以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。)を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車(法附則第十二条の三第一項第二号に規定する軽油自動車をいう。第四項第三号において同じ。)その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十三条第二項中「第四百四十四条の六」を「第三百三十八条」に改め、同条第三項中「第四百四十四条の五第一項」を「第三百三十七条第一項」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第四百四十九条第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準」を「附則第十二条の三第二項第二号に規定する排出ガス保安基準(以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。)」に、「同号ロ」を「法附則第十二条の三第二項第二号」に改め、同項第三号中「第四百四十九条第一項第三号」を「附則第十二条の三第一項第一号」に改め、「いう。」の下に「次項第一号において同じ。」を加え、同項第四号から第六号までを削り、同条第四項を次のように改める。

4 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第三百三十七条第一項の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 ガソリン自動車(プラグインハイブリッド車に該当するものを除く。)のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率(次号及び第三号において「エネルギー消費効率」という。)が法附則第十二条の三第三項第一号に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率(次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。)に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同項第一号に規定する令和二年度基準エネルギー消費効率(次号及び第三号において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。)以上のもので省令で定めるもの

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定に

より平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであって、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で省令で定めるものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和二年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令で定めるもの

附則第十三条第五項中「第四百四十四条の六」を「第三百三十八条」に改める。

附則第十四条第一項中「法第四百四十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第四百四十四条の五第一項」を「第三百三十七条第一項」に改め、同条第二項中「第四百四十四条の六」を「第三百三十八条」に改め、同条第三項中「の種別割」を削る。

附則第十四条の二の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第四百四十四条の八」を「第四百四十条」に、「第四百四十四条の十」を「第四百四十三条」に改め、同条第二項及び第三項中「の種別割」を削る。

(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正)

第二条 アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例（昭和二十七年石川県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

題名中「の種別割」を削る。

第一条及び第二条（見出しを含む。）中「の種別割」を削る。

第三条の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「の種別割」を削り、「第四百四十四条の九」を「第四百四十一条」に改め、同条第二項中「の種別割」を削り、「第四百四十四条の八第一項」を「第四百四十条第一項」に改め、同条第三項中「第四百七十七条の十第一項」を「第四百五十七条第一項」に改め、「の種別割」を削り、同条第四項中「の種別割」を削り、「第四百四十四条の十第一項」を「第四百四十三条第一項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 2 第一条の規定による改正後の石川県税条例（附則第四項において「新条例」という。）第七十条の二第一項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）
- 3 施行日前に石川県税条例第二百二十四条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第二百五条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第二百二十四条第六項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。
（自動車税に関する経過措置）
- 4 新条例第三百二十二条から第三百四十四条の三まで及び新条例附則第十三条から第十四条の二までの規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。
- 5 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 6 前項の規定によりなお従前の例によることとされた第一条の規定による改正前の石川県税条例（以下この項において「旧条例」という。）第四百二十二条第一項又は第四百二十三条第一項の規定により納税義務を免除される自動車税の環境性能割に係る徴収金に係る旧条例第四百二十二条第五項若しくは第四百二十三条第二項の規定による還付又は旧条例第四百二十二条第六項（旧条例第四百二十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定による充当については、なお従前の例による。
- 7 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。
- 8 第二条の規定による改正後のアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収の特例に関する条例第二条及び第三条の規定は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用し、令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

報告第3号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第41号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和4年第5回石川県議会定例会において議決された議決第30号「請負契約の締結について」（広域営農団地農道整備事業 能登外浦4期地区 千代・中田工区 トンネル工事）のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年2月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「2,574,143,000円」を「2,587,479,400円」に改める。

報告第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第3号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第30号「請負契約の締結について」（6災1240号 二級河川八ヶ川 河川災害復旧工事（1工区）（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年4月3日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 山野之義

契約金額「1,477,300,000円」を「1,525,326,000円」に改める。

報告第5号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第4号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第50号「請負契約の締結について」（6災1425号 二級河川小又川外 6災11676号-15工区 主要地方道能都穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年4月9日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 山野之義

契約金額「1,973,400,000円」を「2,158,160,400円」に改める。

報告第6号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第1号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第51号「請負契約の締結について」（6災2548号 二級河川磐若川 6災2437号 主要地方道珠洲穴水線 災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年4月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 山野之義

契約金額「2,086,700,000円」を「2,206,010,400円」に改める。

報告第7号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第44号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第52号「請負契約の締結について」（6災2556号 二級河川鵜飼川 6災7203号外 二級河川鵜飼川（小屋ダム） 災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年3月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「1,195,480,000円」を「1,325,871,800円」に改める。

報告第8号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第45号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第53号「請負契約の締結について」（6災2579号 二級河川若山川 6災2487号 主要地方道珠洲里線 災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年3月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「1,984,400,000円」を「2,043,510,700円」に改める。

報告第9号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第2号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第54号「請負契約の締結について」（6災2586号外 二級河川紀の川 6災2372号 一般県道栗津正院線外 災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年4月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 山野之義

契約金額「2,470,162,464円」を「2,501,822,400円」に改める。

報告第10号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第46号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第55号「請負契約の締結について」（6災405号・406号・433号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年3月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「548,900,000円」を「551,223,200円」に改める。

報告第11号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第42号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和6年第4回石川県議会定例会において議決された議決第50号「請負契約の締結について」（6災408号・409号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年3月19日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「712,976,000円」を「732,832,100円」に改める。

報告第12号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第47号

「請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第56号「請負契約の締結について」（6災419号・420号 輪島港 港湾災害復旧工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年3月26日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「606,100,000円」を「635,583,300円」に改める。

報告第13号

「変更請負契約の締結について」の議決の一部変更の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

専決第43号

「変更請負契約の締結について」の議決の一部変更について

令和7年第4回石川県議会定例会において議決された議決第57号「変更請負契約の締結について」（房田 災害関連緊急地すべり対策工事（概略発注対象工事））のうち、その一部を次のように変更する。

令和8年3月25日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決

石川県知事 馳 浩

契約金額「584,980,000円」を「608,740,000円」に改める。

報告第14号

石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する報告について

石川県と石川県信用保証協会との損失補償契約に基づく回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（令和6年石川県条例第38号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり回収納付金を受け取る権利を放棄したので、同条例第4条の規定により報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山 野 之 義

権利の放棄を行った日	件 数	放棄した回収納付金の額
令和8年3月9日	5件	1,464,979円

報告第15号

令和7年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、令和7年度石川県一般会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

令和7年度石川県一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				一般財源 円
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
2 総務費			2,364,126,000	1,928,780,750		188,886,000	885,000,000	549,052,000	305,842,750
	1 総務管理費		2,104,126,000	1,928,780,750		188,886,000	885,000,000	549,052,000	305,842,750
		財産整備費	466,338,000	466,338,000			397,000,000		69,338,000
		公共用施設等 大規模改修費	32,164,000	32,164,000					32,164,000
		県庁舎中長期保全 計画事業費	653,431,000	653,431,000			488,000,000		165,431,000
		行政デジタル化 推進費	13,000,000	748,750					748,750
		令和6年能登半島地震 情報・通信基盤復旧費	143,193,000	140,047,000		111,886,000			28,161,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				一般財源 円
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
		奥能登版デジタル ライフライン 推進事業費	87,000,000	87,000,000		77,000,000			10,000,000
		物価高騰対策事業費	709,000,000	549,052,000				549,052,000	
	4 選挙費		260,000,000						
		衆議院議員総選挙・ 裁判官国民審査費	260,000,000						
3 危機管理費			565,975,000	324,473,058		176,973,058	54,000,000	87,500,000	6,000,000
	1 危機管理費		565,975,000	324,473,058		176,973,058	54,000,000	87,500,000	6,000,000
		災害予防対策費	12,000,000	12,000,000		6,000,000			6,000,000
		避難所環境 整備事業費	108,000,000	108,000,000		54,000,000	54,000,000		
		津波浸水想定 調査検討費	19,250,000						
		原子力防災対策費	139,225,000	116,973,058		116,973,058			
		物価高騰対策事業費	287,500,000	87,500,000				87,500,000	
4 復興・ 復興費			8,044,960,000	8,044,960,000		6,435,967,000			1,608,993,000
	1 復興・ 復興費		8,044,960,000	8,044,960,000		6,435,967,000			1,608,993,000
		令和6年能登半島地震 被災世帯支援事業費	8,044,960,000	8,044,960,000		6,435,967,000			1,608,993,000

5 企画振興費			747,412,000	680,357,170		264,496,618	203,000,000	40,935,881	171,924,671
	1 企画振興費		747,412,000	680,357,170		264,496,618	203,000,000	40,935,881	171,924,671
		北陸新幹線建設費	164,714,000	104,689,934			91,000,000	2,935,881	10,754,053
		鉄道事業再構築支援事業費	287,698,000	287,667,236		139,496,618			148,170,618
		小松空港活性化促進事業費	45,000,000	38,000,000				38,000,000	
		のと里山空港整備費	250,000,000	250,000,000		125,000,000	112,000,000		13,000,000
6 文化観光スポーツ費			1,434,357,000	1,434,357,000	600,000,000		643,000,000		191,357,000
	1 文化スポーツ費		800,357,000	800,357,000			643,000,000		157,357,000
		音楽堂整備費	270,457,000	270,457,000			214,000,000		56,457,000
		スポーツ施設整備費	529,900,000	529,900,000			429,000,000		100,900,000
	2 観光費		634,000,000	634,000,000	600,000,000				34,000,000
		令和6年能登半島地震観光誘客促進事業費	600,000,000	600,000,000	600,000,000				
		観光戦略推進費	4,000,000	4,000,000					4,000,000
		観光交流施設整備運営費	30,000,000	30,000,000					30,000,000
7 健康福祉費			4,888,120,000	4,420,731,857	48,501,000	4,036,199,857	129,000,000		207,031,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				一般財源 円	
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源		その他 円		
						国支出金 円	地方債 円			
	1 高齢者費 福祉		3,044,695,000	2,778,064,010	48,501,000	2,660,471,010	11,000,000		58,092,000	
		令和6年能登半島地震 介護施設再開 支援事業費	17,802,000							
		介護サービス 基盤整備事業費	168,226,000	78,526,000	48,501,000	20,017,000	10,000,000		8,000	
		高齢者福祉施設等 災害復旧費	6,667,000	6,667,000		5,333,000	1,000,000		334,000	
		物価高騰対策事業費	2,852,000,000	2,692,871,010		2,635,121,010			57,750,000	
	2 子育て費 福祉		13,952,000	1,343,000			793,000		550,000	
		児童福祉施設等 災害復旧費	1,310,000	1,189,000			793,000		396,000	
		いしかわ子ども 交流センター 七尾館整備費	12,642,000	154,000					154,000	
	3 障害福祉費		739,278,000	586,326,847			535,320,847		51,006,000	
		障害者支援施設等 整備費	230,765,000	142,527,000			95,018,000		47,509,000	
		障害者支援施設等 災害復旧費	1,183,000	833,000			666,000		167,000	
		物価高騰対策事業費	504,000,000	439,636,847			439,636,847			
		精育園復旧・整備 方針検討費	3,330,000	3,330,000					3,330,000	
	4 地域福祉費		433,345,000	407,184,000			312,651,000	19,000,000	75,533,000	

		介護・福祉人材確保 総合対策事業費	360,000,000	351,374,000		288,374,000			63,000,000
		リハビリテーション センター整備費	40,828,000	23,953,000			19,000,000		4,953,000
		生活保護費	32,517,000	31,857,000		24,277,000			7,580,000
	5 健康推進費		64,174,000	64,174,000			48,000,000		16,174,000
		保健所施設整備費	64,174,000	64,174,000			48,000,000		16,174,000
	7 医薬看護費		592,676,000	583,640,000		526,964,000	51,000,000		5,676,000
		物価高騰対策事業費	536,000,000	526,964,000		526,964,000			
		総合看護専門学校 整備費	56,676,000	56,676,000			51,000,000		5,676,000
8 生活環境費			6,265,074,000	5,613,140,553		21,220,000	1,826,000,000	3,420,263,813	345,656,740
	1 環境費		6,265,074,000	5,613,140,553		21,220,000	1,826,000,000	3,420,263,813	345,656,740
		物価高騰対策事業費	4,064,500,000	3,432,963,813				3,420,263,813	12,700,000
		P F O S 等調査費	57,830,000	51,646,740					51,646,740
		県庁における温室 効果ガス排出量 削減加速化事業費	1,959,200,000	1,959,200,000			1,761,000,000		198,200,000
		いしかわカーボン ニュートラル 推進事業費	27,250,000	17,434,000		17,434,000			
		トキと人との共生 推進事業費	7,960,000	7,960,000					7,960,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
		白山魅力向上・ 発信事業費	73,321,000	73,321,000			65,000,000		8,321,000
		自然公園施設費	65,259,000	65,162,000					65,162,000
		人と野生鳥獣との 共生推進事業費	9,754,000	5,453,000		3,786,000			1,667,000
9 商工労働費			19,241,420,000	18,783,364,600	2,707,911,599	10,596,676,000	3,444,000,000	1,513,515,000	521,262,001
	1 商工費		19,112,420,000	18,654,364,600	2,707,911,599	10,596,676,000	3,351,000,000	1,513,515,000	485,262,001
		令和6年能登半島地震 被災事業者事業再建 支援事業費	16,985,145,000	16,581,069,000	2,521,776,999	10,546,442,000	3,313,000,000		199,850,001
		能登起業チャレンジ 応援プロジェクト 推進事業費	187,500,000	186,134,600	186,134,600				
		山中漆器産業技術 センター整備費	18,937,000	18,937,000			17,000,000		1,937,000
		産業創出支援機構費	251,265,000	251,265,000					251,265,000
		物価高騰対策事業費	1,620,000,000	1,573,515,000		40,000,000		1,513,515,000	20,000,000
		食文化推進事業費	5,000,000	2,500,000					2,500,000
		被災事業者事業再建 支援事業費	20,000,000	17,361,000		10,234,000			7,127,000
		九谷焼技術研修所 施設修繕費	24,573,000	23,583,000			21,000,000		2,583,000
	2 労働費		129,000,000	129,000,000			93,000,000		36,000,000

		金沢産業技術専門校 整備費	129,000,000	129,000,000			93,000,000		36,000,000
10	農 水 産 業 費		12,476,115,000	11,842,430,260	193,222,891	6,255,573,931	2,966,000,000	1,456,127,662	971,505,776
	1	農 業 費	642,429,000	637,464,000	105,919,000	141,606,000	26,000,000	300,000,000	63,939,000
		担い手農業機械導入 支援事業費	113,280,000	113,280,000		113,280,000			
		令和6年能登半島地震 奥能登地域における 営農再開促進事業費	163,844,000	158,879,000	105,919,000				52,960,000
		石川型簡易な基盤・ 機械改良普及事業費	1,635,000	1,635,000					1,635,000
		水田営農体制 確立事業費	28,326,000	28,326,000		28,326,000			
		物価高騰対策事業費	300,000,000	300,000,000				300,000,000	
		農林総合研究 センター整備費	35,344,000	35,344,000			26,000,000		9,344,000
	2	畜 産 業 費	182,100,000	130,784,190			47,000,000	67,684,190	16,100,000
		馬事公苑整備費	63,100,000	63,100,000			47,000,000		16,100,000
		物価高騰対策事業費	119,000,000	67,684,190				67,684,190	
	3	農 地 費	7,671,457,000	7,510,822,736	195,000	4,074,048,681	1,952,000,000	1,032,630,472	451,948,583
		県営ほ場整備事業費	3,579,555,000	3,519,930,770		1,913,001,929	893,000,000	533,473,845	180,454,996
		水利施設等保全 高度化事業費	3,088,000	3,086,600		1,543,000		694,350	849,250

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
		広域営農団地農道 整備事業費	438,826,000	438,825,000		219,412,500	138,000,000	65,823,750	15,588,750
		団体営一般農道 整備事業費	17,000,000	17,000,000		17,000,000			
		農村総合整備事業費	33,611,000	33,610,060		25,591,700	7,000,000		1,018,360
		県営かんがい 排水事業費	300,475,000	300,472,500		150,235,500	70,000,000	75,117,750	5,119,250
		基幹水利施設予防 保全対策事業費	176,456,000	175,051,500		115,974,000	28,000,000	26,896,760	4,180,740
		農業水路等長寿命化 ・防災減災事業費	831,255,000	808,852,650		417,714,950	219,000,000	155,227,750	16,909,950
		水土保全強化 対策事業費	3,000,000	3,000,000		3,000,000			
		国営造成揚水施設等 管理事業費	120,088,000	120,086,000		46,450,400		16,845,200	56,790,400
		国営造成施設管理 体制整備促進事業費	6,716,000	6,715,000		3,357,000		1,678,500	1,679,500
		県単土地改良事業費	5,419,000	5,418,100					5,418,100
		地籍調査費	350,423,000	284,181,836		189,454,557			94,727,279
		医王ダム水利権 更新費	10,000,000	10,000,000		5,000,000			5,000,000
		老朽ため池 整備事業費	708,190,000	708,188,220		383,999,000	223,000,000	76,799,800	24,389,420
		用排水施設 整備事業費	110,444,000	110,442,300		55,221,000	31,000,000	23,192,820	1,028,480

	土地改良施設豪雨 対策事業費	301,136,000	294,908,700		161,353,445	89,000,000	38,138,087	6,417,168
	農業用河川工作物 応急対策事業費	81,538,000	81,537,000		44,845,350	26,000,000	8,153,700	2,537,950
	地すべり対策事業費	419,499,000	419,497,040		209,748,500	195,000,000		14,748,540
	農業用施設石綿対策 特別事業費	16,224,000	16,221,400	195,000	8,921,550	5,000,000	1,427,100	677,750
	海岸保全施設 整備事業費	27,626,000	22,913,900		11,456,500	4,000,000		7,457,400
	県営震災対策農業 施設整備事業費	81,147,000	81,144,260		44,629,200	24,000,000	9,161,060	3,354,000
	団体営震災対策 農業施設整備事業費	5,000,000	5,000,000		5,000,000			
	団体営農村地域防災 減災総合整備事業費	40,271,000	40,270,600		40,270,600			
	農村地域防災減災 調査設計事業費	869,000	868,300		868,000			300
	県単農地防災事業費	2,288,000	2,288,000					2,288,000
	農地地すべり防止 施設修繕費	1,035,000	1,035,000					1,035,000
	海岸修繕費	278,000	278,000					278,000
4	林業費	3,181,783,000	2,906,397,934	70,869,076	1,591,595,250	839,000,000	55,813,000	349,120,608
	造林事業費	893,449,000	833,439,696		543,854,850			289,584,846
	立木事前伐採 支援事業費	1,000,000	1,000,000		600,000			400,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				一般財源 円
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
		県営林事業費	1,357,000	1,093,500					1,093,500
		いしかわ森林 環境基金事業費	118,028,000	101,154,476	70,869,076	30,285,400			
		森林整備・林業 活性化事業費	129,300,000	129,300,000		129,300,000			
		県営林道開設事業費	383,200,000	375,284,000		186,042,000	123,000,000	55,813,000	10,429,000
		林道保全事業費	4,020,000	1,436,000		1,197,000			239,000
		林道改良事業費	14,100,000	11,400,000		9,500,000			1,900,000
		県有林道改良事業費	288,457,000	254,432,000		113,586,000	135,000,000		5,846,000
		県単林道事業費	3,200,000	3,200,000					3,200,000
		ふるさと林道 整備事業費	17,650,000	5,166,500			4,000,000		1,166,500
		山地治山事業費	1,050,724,000	954,162,000		463,781,000	461,000,000		29,381,000
		防災林整備事業費	205,648,000	171,898,000		85,949,000	83,000,000		2,949,000
		水源地域整備事業費	25,000,000	25,000,000		12,500,000	12,000,000		500,000
		地すべり防止事業費	30,000,000	30,000,000		15,000,000	15,000,000		
		森林整備保全事業費	8,000,000						

	県単治山施設整備事業費	5,500,000	5,281,762			5,000,000		281,762
	県単荒廃地復旧事業費	1,200,000	1,200,000			1,000,000		200,000
	治山施設修繕費	1,950,000	1,950,000					1,950,000
5	水産業費	798,346,000	656,961,400	16,239,815	448,324,000	102,000,000		90,397,585
	大型魚礁設置事業費	30,000,000	18,050,000		9,025,000	8,000,000		1,025,000
	人工礁漁場造成事業費	20,758,000	20,672,000		10,336,000	9,000,000		1,336,000
	広域型増殖場造成事業費	100,938,000	29,770,000		14,885,000	13,000,000		1,885,000
	かなざわ総合市場建替支援事業費	420,728,000	384,567,000		320,473,000			64,094,000
	漁業調査指導船建造費	10,487,000	9,817,900			7,000,000		2,817,900
	水産総合センター整備費	6,000,000	6,000,000					6,000,000
	県単漁港改良費	8,785,000	3,524,700	1,586,115				1,938,585
	漁港修繕費	3,770,000	1,730,800	432,700				1,298,100
	漁港維持補修費	4,300,000	538,000					538,000
	漁港改修費	75,000,000	74,212,000	7,421,000	37,106,000	26,000,000		3,685,000
	漁港局部改良費	68,000,000	68,000,000	6,800,000	34,000,000	24,000,000		3,200,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				一般財源 円
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
		漁港機能保全費	20,000,000	12,400,000		6,200,000	5,000,000		1,200,000
		漁港海岸保全 施設整備費	22,080,000	22,079,000		10,939,000	10,000,000		1,140,000
		市町漁港関係事業 指導監督費	480,000	480,000		240,000			240,000
		市町漁港整備 事業助成費	7,020,000	5,120,000		5,120,000			
11 土木費			50,566,107,000	38,250,624,373	236,439,997	9,102,133,032	17,400,000,000	4,257,837,763	7,254,213,581
	1 土木管理費		778,000	775,510	379,510			396,000	
		収用委員会費	778,000	775,510	379,510			396,000	
	2 道橋りょう路費		24,641,745,000	18,515,066,050	68,655,095	3,304,295,331	8,357,000,000	3,620,500,481	3,164,615,143
		国道改築費	830,000,000	678,000,000		168,326,013	311,000,000		198,673,987
		地方道改築費	9,800,000,000	7,167,885,468		1,895,419,198	3,219,000,000		2,053,466,270
		橋りょう補修費	200,000,000	115,665,000		58,649,550	51,000,000		6,015,450
		道路災害防除費	378,041,000	351,256,950		187,191,123	160,000,000		4,065,827
		交通安全施設費	233,130,000	178,582,944		91,470,220	77,000,000		10,112,724
		雪寒地域道路事業費	549,346,000	438,210,200		262,924,120	165,000,000		10,286,080

舗装補修費	426,989,000	356,435,500		87,083,050	173,000,000		96,352,450
除雪機械整備費	163,346,000	163,346,000		108,897,000	54,000,000		449,000
道路施設長寿命化 対策事業費	2,504,120,000	2,014,350,654		438,486,057	1,054,000,000		521,864,597
いしかわ広域 交流幹線軸道路 整備事業費	670,000,000	484,000,000	21,460,868		423,000,000	14,925,700	24,613,432
観光石川周遊回廊 整備事業費	150,000,000	145,200,000	8,468,671		122,000,000	2,432,388	12,298,941
安全・安心道路 整備事業費	137,000,000	99,000,000	6,597,490		83,000,000		9,402,510
県単道路改良費	580,000,000	470,902,028	8,770,920		378,000,000	30,633,600	53,497,508
道路調査費	18,000,000	4,300,000		1,100,000			3,200,000
県水送水管 耐震化事業費	5,040,000,000	3,470,000,000				3,470,000,000	
道路受託事業費	200,000,000	101,153,140				101,153,140	
能登半島絶景海道 整備事業費	17,000,000	15,000,000			13,000,000		2,000,000
道の駅防災機能 強化事業費	50,000,000	45,000,000	3,804,655		36,000,000	1,092,812	4,102,533
能登半島絶景海道 魅力向上事業費	24,000,000	23,000,000	15,333,000				7,667,000
県単道路特別整備費	102,794,000	44,823,315	4,219,491		32,000,000	262,841	8,340,983
道路環境改善 整備事業費	1,437,281,000	1,219,034,318			1,161,000,000		58,034,318

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
		あんしん歩行空間 整備事業費	2,020,000	2,020,000			2,000,000		20,000
		県単交通安全施設費	123,512,000	63,167,504			51,000,000		12,167,504
		災害に強い道路 整備事業費	112,066,000	112,065,687			111,000,000		1,065,687
		雪氷対策事業費	218,800,000	91,651,158			30,000,000		61,651,158
		緊急道路補修事業費	664,300,000	651,518,184			651,000,000		518,184
		石川県道路啓開 計画策定費	10,000,000	9,498,000		4,749,000			4,749,000
	3 河川海岸費		14,756,323,000	13,354,235,116		3,352,502,078	6,802,000,000	180,395,437	3,019,337,601
		流域治水対策費	10,661,156,000	9,785,657,239		2,469,664,474	4,638,000,000		2,677,992,765
		河川環境整備費	264,000,000	246,491,000		127,395,500	110,000,000		9,095,500
		情報基盤緊急整備 事業費	103,500,000	91,896,378		46,292,900	43,000,000		2,603,478
		都市基盤河川改修費	126,000,000	67,481,000			64,000,000		3,481,000
		県単河川改良費	24,669,000	19,669,000			19,000,000		669,000
		河川改良受託事業費	101,052,000	12,499,000				12,499,000	
		堰堤改良費	884,252,000	859,589,313		276,673,496	411,000,000	167,896,437	4,019,380

県単河川防災費	95,121,000	59,161,716			56,000,000		3,161,716
県単河川小規模 防災費	18,962,000	13,897,830					13,897,830
県単河川環境整備費	13,822,000	11,517,000					11,517,000
河川修繕費	12,094,000	12,085,199			12,000,000		85,199
緊急県単河川防災費	941,804,000	775,039,451			775,000,000		39,451
緊急流木除去費	100,000,000	79,342,979			79,000,000		342,979
砂防施設長寿命化 対策事業費	81,308,000	81,308,000		77,900,000	3,000,000		408,000
急傾斜地崩壊対策 事業費	288,388,000	288,388,000		106,750,000	51,000,000		130,638,000
雪崩対策事業費	20,000,000	15,834,000		13,500,000	2,000,000		334,000
土砂災害対策事業費	27,400,000	23,839,000		15,450,000			8,389,000
情報基盤整備事業費	40,000,000	40,000,000		20,000,000	18,000,000		2,000,000
県単砂防地すべり 対策事業費	56,819,000	38,097,510			34,000,000		4,097,510
県単急傾斜地崩壊 対策事業費	13,400,000	11,753,000			11,000,000		753,000
緊急土砂災害対策費	180,200,000	180,200,000			180,000,000		200,000
海岸侵食対策費	509,274,000	453,222,831		111,375,708	207,000,000		134,847,123

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源		その他	
						国支出金	地方債		
		千里浜再生プロジェクト推進費	184,780,000	179,265,670		87,500,000	81,000,000		10,765,670
		県単海岸防災費	8,322,000	8,000,000			8,000,000		
	4 港湾費		3,378,543,000	2,174,184,740	74,143,080	365,387,701	1,271,000,000	372,282,762	91,371,197
		カーボンニュートラルポート形成推進費	30,000,000						
		県単港湾改良費	15,000,000	7,067,600	3,180,420				3,887,180
		港湾修繕費	421,717,000	71,433,011	1,840,500		52,000,000	13,017,752	4,574,759
		金沢港埋立地整備事業費	270,000,000	178,731,500			132,000,000		46,731,500
		緊急港湾補修事業費	410,000,000	272,267,629			272,000,000		267,629
		金沢港将来ビジョン推進事業費	93,511,000	71,199,000		33,391,000	17,000,000	17,648,500	3,159,500
		港湾改修費	552,059,000	544,273,000	66,660,000	213,616,000	217,000,000	26,892,000	20,105,000
		港湾補修費	171,000,000	114,577,800	2,462,160	38,192,601	53,000,000	14,724,510	6,198,529
		港湾海岸高潮対策費	165,256,000	128,035,200		61,889,600	60,000,000		6,145,600
		令和6年能登半島地震港湾施設災害関連事業費	500,000,000	36,600,000		18,298,500	18,000,000		301,500
		国直轄港湾事業費負担金	750,000,000	750,000,000			450,000,000	300,000,000	

5 都市計画費		7,700,001,000	4,152,299,957	93,262,312	2,065,738,922	937,000,000	84,263,083	972,035,640	
	土地区画整理事業費	302,500,000	203,763,353		52,010,963			151,752,390	
	街路事業費	2,737,800,000	1,628,728,435	42,779,913	435,591,050	360,000,000	79,553,616	710,803,856	
	県単街路事業費	30,000,000	22,650,865	953,250		14,000,000	4,709,467	2,988,148	
	農業集落排水事業費	169,252,000	167,155,000		164,155,000			3,000,000	
	令和6年能登半島地震 農業集落排水施設 災害関連事業費	2,814,505,000	904,309,000		904,309,000				
	能登歴史公園整備費	74,300,000	67,168,600		33,584,300	33,000,000		584,300	
	白山ろくテーマ パーク整備費	1,000,000	2,496		1,248			1,248	
	金沢城公園整備費	680,000,000	417,360,245		170,909,850	204,000,000		42,450,395	
	公園施設安全安心 対策費	732,513,000	612,394,422		300,447,211	289,000,000		22,947,211	
	木場潟公園整備費	17,818,000	9,460,600		4,730,300	4,000,000		730,300	
	県単公園事業費	140,313,000	119,306,941	49,529,149		33,000,000		36,777,792	
	6 建築住宅費		88,717,000	54,063,000		14,209,000	33,000,000		6,854,000
		県営住宅改善事業費	81,067,000	46,413,000		14,209,000	27,000,000		5,204,000
市街地再開発事業費		7,650,000	7,650,000			6,000,000		1,650,000	

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国支出金	地方債	その他	
12	警察費		41,670,000	41,587,000			31,000,000		10,587,000
	1	警察管理費	41,670,000	41,587,000			31,000,000		10,587,000
		庁舎等整備費	41,670,000	41,587,000			31,000,000		10,587,000
13	教育費		2,320,470,000	2,230,786,000	5,000,000		953,000,000	1,069,000,000	203,786,000
	1	教育総務費	5,496,000	5,496,000	5,000,000				496,000
		事務局事務費	5,496,000	5,496,000	5,000,000				496,000
	3	高等学校費	2,092,101,000	2,004,145,000			795,000,000	1,028,500,000	180,645,000
		情報設備充実費	1,512,340,000	1,512,340,000			434,000,000	1,028,500,000	49,840,000
		学校施設大規模改修 事業費	6,334,000						
		産業教育設備充実費	181,427,000	181,427,000			129,000,000		52,427,000
		金沢西高等学校 第2グラウンド整備費	392,000,000	310,378,000			232,000,000		78,378,000
	4	特別支援 学校費	216,420,000	216,420,000			158,000,000	40,500,000	17,920,000
		情報設備充実費	216,420,000	216,420,000			158,000,000	40,500,000	17,920,000
	5	社会教育費	6,453,000	4,725,000					4,725,000

		伝統的建造物群保存地区保存事業費	965,000	965,000					965,000
		史跡名勝天然記念物保存事業費	5,488,000	3,760,000					3,760,000
14 災害復旧費			136,943,719,000	97,381,991,491	205,000,000	80,514,723,567	9,721,000,000	4,279,972,470	2,661,295,454
	1 県有施設災害復旧費		4,865,692,000	4,358,554,580	9,000,000	1,465,736,500	2,853,000,000		30,818,080
		令和6年能登半島地震庁舎等災害復旧費	1,503,026,000	1,426,563,300		64,542,500	1,356,000,000		6,020,800
		令和6年能登半島地震空港施設災害復旧費	102,000,000	100,645,600			100,000,000		645,600
		令和6年能登半島地震保健休養林施設災害復旧費	590,778,000	580,410,700			580,000,000		410,700
		庁舎等災害復旧費	62,220,000	62,220,000			62,000,000		220,000
		令和6年能登半島地震高齢者福祉施設災害復旧費	3,949,000	6,980					6,980
		令和6年能登半島地震自然公園施設災害復旧費	129,000,000	129,000,000	9,000,000	103,200,000	16,000,000		800,000
		7年発生庁舎等災害復旧費	372,000,000	372,000,000			372,000,000		
		令和6年能登半島地震公園施設災害復旧費	240,000,000	192,619,000		134,834,000	57,000,000		785,000
		令和6年能登半島地震警察施設災害復旧費	58,152,000	27,557,000		18,122,000	9,000,000		435,000
		令和6年能登半島地震県立学校災害復旧費	1,750,000,000	1,424,386,000		1,116,274,000	287,000,000		21,112,000
		令和6年能登半島地震社会教育施設災害復旧費	54,567,000	43,146,000		28,764,000	14,000,000		382,000

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
2	交通施設 災害復旧費		441,470,000	441,320,000			441,000,000		320,000
		令和6年能登半島地震 鉄道施設災害復旧費	441,470,000	441,320,000			441,000,000		320,000
3	健康福祉 施設災害 復旧費		459,854,000	217,876,000		150,280,000	67,000,000		596,000
		令和6年能登半島地震 児童福祉施設等 災害復旧費	459,854,000	217,876,000		150,280,000	67,000,000		596,000
4	農林水産業 施設災害 復旧費		41,371,037,000	36,395,749,303	196,000,000	28,086,995,148	1,792,000,000	3,852,445,000	2,468,309,155
		令和6年能登半島地震 被災農林漁業者 事業再建支援事業費	8,618,044,000	8,405,693,972		5,948,063,560	118,000,000		2,339,630,412
		被災農業者事業 再建支援事業費	6,276,000	1,127,000		676,000			451,000
		畜産物流通施設 災害復旧費	47,000,000	47,000,000			47,000,000		
		6年発生団体 災害復旧費	3,541,000	34,965		34,965			
		令和6年能登半島地震 県営災害復旧費	18,493,000	18,491,000		15,104,804		62,000	3,324,196
		令和6年能登半島地震 団体営災害復旧費	13,250,000,000	10,845,655,089		10,845,655,089			
		令和6年能登半島地震 海岸及び地すべり 災害復旧費	25,000,000	20,853,800		10,164,000			10,689,800
		7年発生団体 災害復旧費	155,537,000	74,459,730		74,459,730			
		令和6年能登半島地震 農地・農業用施設 災害復旧受託事業費	3,870,000,000	3,852,383,000				3,852,383,000	

令和6年能登半島地震 県単海岸及び 地すべり災害復旧費	266,290,000	193,348,000			193,000,000		348,000
7年発生木材加工 流通施設災害復旧費	489,000						
令和6年能登半島地震 林地荒廃防止施設 災害復旧費(負担法)	1,000,000,000	918,308,000		893,514,000	24,000,000		794,000
令和6年奥能登豪雨 林地荒廃防止施設 災害復旧費(負担法)	1,600,000,000	1,469,293,000		1,429,622,000	39,000,000		671,000
令和6年能登半島地震 林地荒廃防止施設 災害復旧費(暫定法)	44,645,000	5,079,000		5,079,000			
令和6年奥能登豪雨 林地荒廃防止施設 災害復旧費(暫定法)	32,500,000	32,500,000		32,500,000			
令和6年能登半島地震 林地崩壊防止 対策事業費	480,368,000	398,831,000		265,887,000	132,000,000		944,000
令和6年能登半島地震 治山激甚災害対策 特別緊急事業費	640,000,000	500,544,000		275,303,000	222,000,000		3,241,000
令和6年能登半島地震 国直轄災害復旧 事業費負担金	1,500,000,000	1,023,350,811			926,000,000		97,350,811
県単治山施設 整備事業費	60,000,000	35,642,236			35,000,000		642,236
令和6年能登半島地震 災害復旧費	1,573,825,000	1,008,030,000		1,008,030,000			
令和6年能登半島地震 県有林道災害復旧費	756,835,000	565,011,600		557,452,000	6,000,000		1,559,600
6年発生災害復旧費	450,547,000	393,130,000		393,130,000			
6年発生県有林道 災害復旧費	145,968,000	145,968,000		127,818,000	14,000,000		4,150,000
7年発生災害復旧費	22,000,000	22,000,000		22,000,000			

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			一般財源 円
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
		令和6年能登半島地震 災害復旧費	6,700,000,000	6,327,881,000	196,000,000	6,131,717,000			164,000
		令和6年能登半島地震 漁業用施設 災害復旧事業費	52,000,000	50,785,000		50,785,000			
		令和6年能登半島地震 緊急単漁港防災費	24,500,000	13,170,100			9,000,000		4,170,100
		令和6年能登半島地震 国直轄災害復旧 事業費負担金	27,179,000	27,179,000			27,000,000		179,000
	5	土木施設 災害復旧費	89,785,640,000	55,948,465,608		50,797,693,919	4,568,000,000	427,527,470	155,244,219
		令和6年能登半島地震 道路施設災害復旧 受託事業費	390,000,000	383,099,600				383,099,600	
		4年発生土木施設 災害復旧費	69,380,000	69,380,000		46,276,000	20,000,000		3,104,000
		5年発生土木施設 災害復旧費	763,747,000	572,602,169		375,140,000	177,000,000		20,462,169
		令和6年能登半島地震 災害復旧費	60,714,000,000	31,388,920,746		30,204,032,112	1,158,000,000	24,828,070	2,060,564
		令和6年奥能登豪雨 災害復旧費	20,623,000,000	17,846,718,280		17,274,477,807	552,000,000	19,599,800	640,673
		7年発生土木施設 災害復旧費	2,828,903,000	1,674,687,789		1,117,017,000	557,000,000		670,789
		令和6年奥能登豪雨 砂防激甚災害対策 特別緊急事業費	662,545,000	662,545,000		385,000,000	249,000,000		28,545,000
		令和6年奥能登豪雨 地すべり激甚災害 対策特別緊急事業費	2,287,803,000	2,194,851,024		1,256,642,000	841,000,000		97,209,024
		令和6年能登半島地震 都市施設災害復旧費	74,762,000	74,762,000		58,926,000	15,000,000		836,000

		7年発生港湾災害復旧費	200,000,000	120,220,000		80,183,000	39,000,000		1,037,000
		令和6年能登半島地震国直轄災害復旧事業費負担金	651,500,000	454,433,000			454,000,000		433,000
		県単土木災害復旧費	520,000,000	506,246,000			506,000,000		246,000
	6	教育施設災害復旧費	20,026,000	20,026,000		14,018,000			6,008,000
		令和6年能登半島地震文化財災害復旧費	20,026,000	20,026,000		14,018,000			6,008,000
合 計			245,899,525,000	190,977,584,112	3,996,075,487	117,592,849,063	38,255,000,000	16,674,204,589	14,459,454,973

報告第16号

令和7年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により、令和7年度石川県一般会計歳出予算の事故繰越しについて、次のとおり報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

令和7年度石川県一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
5	企画振興費		43,300,000		43,300,000		43,300,000			43,300,000	
	1	企画振興費	43,300,000		43,300,000		43,300,000			43,300,000	
		のと里山空港 整備費	43,300,000		43,300,000		43,300,000			43,300,000	関係機関との調整により工事の施工に不測の日数を要したため
9	商工労働費		2,991,851,000	1,857,955,000	1,133,896,000		1,133,896,000	264,000,000	867,596,000	2,300,000	
	1	商工費	2,991,851,000	1,857,955,000	1,133,896,000		1,133,896,000	264,000,000	867,596,000	2,300,000	
		令和6年能登半島 地震被災事業者 事業再建支援事業費	2,991,851,000	1,857,955,000	1,133,896,000		1,133,896,000	264,000,000	867,596,000	2,300,000	納期遅延等によって、事業の実施に不測の日数を要しているため
10	農林 水産業費		8,890,129,706	6,364,528,366	2,525,601,340		2,525,601,340	78,281,802	2,353,484,658	93,834,880	

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為 行 予 定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支 出 未 済 額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
	3農地費		6,709,861,610	4,461,436,570	2,248,425,040		2,248,425,040	78,281,802	2,093,868,658	76,274,580	
		県営ほ場整備事業費	3,941,163,760	2,543,295,160	1,397,868,600		1,397,868,600	61,951,695	1,278,364,563	57,552,342	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		県営かんがい排水事業費	181,739,400	107,749,400	73,990,000		73,990,000		73,492,500	497,500	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		基幹水利施設予防保全対策事業費	339,118,800	283,044,300	56,074,500		56,074,500		56,072,900	1,600	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		農業水路等長寿命化・防災減災事業費	748,671,940	538,334,340	210,337,600		210,337,600	16,010,292	186,439,577	7,887,731	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		老朽ため池整備事業費	604,710,300	305,767,560	298,942,740		298,942,740	184,481	297,113,107	1,645,152	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		土地改良施設豪雨対策事業費	454,696,500	372,725,500	81,971,000		81,971,000		80,740,280	1,230,720	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		農業用河川工作物応急対策事業費	134,468,000	94,639,200	39,828,800		39,828,800		37,888,070	1,940,730	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		地すべり対策事業費	23,562,000	13,808,100	9,753,900		9,753,900		8,876,000	877,900	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		農業用施設石綿対策特別事業費	23,439,100	16,671,500	6,767,600		6,767,600	135,334	6,263,021	369,245	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		海岸保全施設整備事業費	59,642,610	52,642,510	7,000,100		7,000,100		5,500,000	1,500,100	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		県営震災対策農業施設整備事業費	113,885,700	72,391,200	41,494,500		41,494,500		40,386,040	1,108,460	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		団体営農村地域防災減災総合整備事業費	70,272,000	55,280,000	14,992,000		14,992,000		14,992,000		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		農村地域防災調査事業費	12,829,500	5,087,800	7,741,700		7,741,700		7,740,600	1,100	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため

		農地地すべり防止施設修繕費	1,662,000		1,662,000		1,662,000		1,662,000	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため	
	4 林業費		2,180,268,096	1,903,091,796	277,176,300		277,176,300		259,616,000	17,560,300	
		造林事業費	1,070,308,096	1,056,140,096	14,168,000		14,168,000		6,842,000	7,326,000	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		林道改良事業費	68,520,000	46,380,000	22,140,000		22,140,000		18,450,000	3,690,000	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		県有林道改良事業費	232,702,000	212,147,700	20,554,300		20,554,300		19,167,000	1,387,300	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		山地治山事業費	808,738,000	588,424,000	220,314,000		220,314,000		215,157,000	5,157,000	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
11 土木費			9,258,592,503	8,652,995,553	605,596,950		605,596,950	6,450,000	555,568,422	43,578,528	
	3 河川海岸費		8,914,658,503	8,620,995,553	293,662,950		293,662,950		267,520,205	26,142,745	
		流域治水対策費	7,478,890,503	7,326,902,603	151,987,900		151,987,900		142,993,950	8,993,950	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		砂防施設長寿命化対策事業費	341,356,000	312,308,000	29,048,000		29,048,000		26,405,577	2,642,423	令和7年8月の大雨により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		地すべり対策事業費	340,432,000	312,054,750	28,377,250		28,377,250		26,054,000	2,323,250	令和7年8月の大雨により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		急傾斜地崩壊対策事業費	706,980,000	634,344,000	72,636,000		72,636,000		61,259,778	11,376,222	令和7年8月の大雨により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		情報基盤整備事業費	47,000,000	35,386,200	11,613,800		11,613,800		10,806,900	806,900	令和7年8月の大雨により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
	4 港湾費		343,934,000	32,000,000	311,934,000		311,934,000	6,450,000	288,048,217	17,435,783	
		港湾補修費	240,127,000	32,000,000	208,127,000		208,127,000	6,450,000	190,144,717	11,532,283	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為 予 定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支 出 未 済 額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
		港湾環境整備費	103,807,000		103,807,000		103,807,000		97,903,500	5,903,500	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
13	教育費		29,179,600	16,067,000	13,112,600		13,112,600		11,000,000	2,112,600	
	5	社会教育費	29,179,600	16,067,000	13,112,600		13,112,600		11,000,000	2,112,600	
		輪島漆芸技術 研修所整備費	29,179,600	16,067,000	13,112,600		13,112,600		11,000,000	2,112,600	設計変更により工事の 施工に不測の日数を要 したため
14	災害復旧費		141,676,039,110	73,018,733,482	68,657,305,628		68,657,305,628	2,789,148,907	64,718,966,176	1,149,190,545	
	1	県有施設 災害復旧費	1,282,766,167	607,069,167	675,697,000		675,697,000	336,000,000	332,899,677	6,797,323	
		令和6年能登半島 地震庁舎等 災害復旧費	194,572,600	110,060,200	84,512,400		84,512,400	64,000,000	14,515,677	5,996,723	関係機関との調整により 不測の日数を要した ため
		5年発生 保健休養林施設 災害復旧費	176,611,700	120,347,200	56,264,500		56,264,500	56,000,000		264,500	復興需要の急増により、 労働力の確保に不測 の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震保健休養林 施設災害復旧費	119,999,000	48,840,800	71,158,200		71,158,200	71,000,000		158,200	復興需要の急増により、 労働力の確保に不測 の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震高齢者福祉 施設災害復旧費	286,088,000	205,771,000	80,317,000		80,317,000	80,000,000		317,000	関係機関との調整により 不測の日数を要した ため
		令和6年能登半島 地震自然公園 施設災害復旧費	505,494,867	122,049,967	383,444,900		383,444,900	65,000,000	318,384,000	60,900	関係機関との調整により 不測の日数を要した ため
	4	農林水産業 施設災害 復旧費	33,177,792,426	17,752,240,948	15,425,551,478		15,425,551,478	807,473,000	13,516,227,055	1,101,851,423	
		令和6年能登半島地震 被災農林漁業者 事業再建支援事業費	6,881,514,471	1,972,442,000	4,909,072,471		4,909,072,471	222,000,000	3,734,884,000	952,188,471	令和6年能登半島地震復旧事業の 本格化に伴う需要の急増により、 施工に必要な人員及び資材の調達 に不測の日数を要したため
		令和6年奥能登豪雨 被災農林漁業者 事業再建支援事業費	554,152,578	227,416,328	326,736,250		326,736,250		232,202,000	94,534,250	令和6年能登半島地震復旧事業の 本格化に伴う需要の急増により、 施工に必要な人員及び資材の調達 に不測の日数を要したため

5年発生団体営 災害復旧費	151,660,959	125,186,419	26,474,540		26,474,540		26,474,540		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震県営 災害復旧費	167,109,000	67,734,000	99,375,000		99,375,000		85,126,222	14,248,778	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震団体営 災害復旧費	4,898,977,572	3,895,633,355	1,003,344,217		1,003,344,217		1,003,344,217		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震海岸及び 地すべり災害復旧費	411,812,910	308,917,710	102,895,200		102,895,200	3,000,000	67,795,676	32,099,524	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震農地・農業用施設 災害復旧受託事業費	4,293,169,600	2,726,806,200	1,566,363,400		1,566,363,400		1,566,363,400		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震単海岸及び 地すべり災害復旧費	221,432,900	111,670,800	109,762,100		109,762,100		109,000,000	762,100	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震林地荒廃防止 施設災害復旧費	4,088,901,000	2,989,926,000	1,098,975,000		1,098,975,000	30,000,000	1,068,975,000		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震災害関連 緊急治山事業費	5,234,752,500	2,056,195,500	3,178,557,000		3,178,557,000		3,178,038,000	519,000	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 豪雨単治山 施設整備事業費	660,004,936	226,004,936	434,000,000		434,000,000	434,000,000			令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
5年発生 県有林道 災害復旧費	173,073,800	151,338,800	21,735,000		21,735,000		21,561,000	174,000	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震県有林道 災害復旧費	322,871,700	262,209,100	60,662,600		60,662,600		59,663,000	999,600	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
5年発生 林道災害復旧費	945,268,000	591,940,000	353,328,000		353,328,000		353,328,000		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震林道 災害復旧費	1,009,991,000	767,785,000	242,206,000		242,206,000		242,206,000		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震災害復旧費	2,955,923,500	1,163,771,000	1,792,152,500		1,792,152,500	118,473,000	1,672,701,000	978,500	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
令和6年能登半島 地震漁業用施設 災害復旧事業費	91,273,000	37,208,000	54,065,000		54,065,000		54,065,000		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為 行 予 定 額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支 出 未 済 額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
		令和6年能登半島 地震市町漁港 災害復旧費	57,941,000	31,441,000	26,500,000		26,500,000		26,500,000		令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震緊急単 漁港防災費	57,962,000	38,614,800	19,347,200		19,347,200		14,000,000	5,347,200	令和6年能登半島地震復旧事業の本格化に伴う需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
	5	土木施設 災害復旧費	107,215,480,517	54,659,423,367	52,556,057,150		52,556,057,150	1,645,675,907	50,869,839,444	40,541,799	
		4年発生土木 施設災害復旧費	273,073,427	242,823,427	30,250,000		30,250,000	9,000,000	20,176,000	1,074,000	施工に必要な占用許可に係る関係機関との協議に不測の日数を要したため
		5年発生土木 施設災害復旧費	338,923,669	242,523,669	96,400,000		96,400,000	28,000,000	64,298,800	4,101,200	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震災害復旧費	30,971,142,339	16,705,499,105	14,265,643,234		14,265,643,234	1,262,512,856	13,003,130,378		災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年奥能登 豪雨災害復旧費	30,175,829,657	15,925,538,013	14,250,291,644		14,250,291,644	339,163,051	13,911,128,593		災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震和倉温泉 護岸復旧費	3,103,543,048	1,530,475,348	1,573,067,700		1,573,067,700		1,572,533,850	533,850	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震災害関連緊急 地すべり対策事業費	26,645,187,000	9,886,793,389	16,758,393,611		16,758,393,611		16,758,388,645	4,966	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震災害関連緊急傾斜地 崩壊対策事業費	2,686,760,000	1,282,098,596	1,404,661,404		1,404,661,404		1,403,880,357	781,047	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震災害関連地域防災 がけ崩れ対策事業費	1,538,008,000	781,517,500	756,490,500		756,490,500		756,287,050	203,450	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年奥能登 豪雨災害関連 緊急砂防事業費	4,455,795,000	2,801,862,400	1,653,932,600		1,653,932,600		1,653,657,671	274,929	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震農業集落排水 施設災害復旧事業費	2,249,300,000	1,283,565,000	965,735,000		965,735,000		965,735,000		災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
		令和6年能登半島 地震港湾施設災害 関連事業費	473,242,200		473,242,200		473,242,200		472,623,100	619,100	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため

	令和6年奥能登 豪雨被災状況 調査費	119,107,000	111,726,000	7,381,000		7,381,000	7,000,000		381,000	事業実施に必要な土地所有者の把握に不測の日数を要したため
	令和6年奥能登 豪雨緊急単 河川防災費	1,987,569,177	1,986,312,977	1,256,200		1,256,200		1,000,000	256,200	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
	令和6年奥能登 豪雨緊急土砂 災害復旧費	2,198,000,000	1,878,687,943	319,312,057		319,312,057		287,000,000	32,312,057	災害復旧需要の急増により、施工に必要な人員及び資材の調達に不測の日数を要したため
合	計	162,889,091,919	89,910,279,401	72,978,812,518		72,978,812,518	3,137,880,709	68,506,615,256	1,334,316,553	

報告第17号

令和7年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度石川県公営競馬特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

令和7年度石川県公営競馬特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			一般会計 から繰入	
					既収入 特定財源	未収入 特定財源	財源 その他		
			円	円	円	円	円	円	
1	公営競馬費		252,000,000	157,070,000	94,535,000			62,535,000	
	1	公営競馬費	252,000,000	157,070,000	94,535,000			62,535,000	
		施設整備費	32,000,000	32,000,000	32,000,000				
		災害復旧費	220,000,000	125,070,000	62,535,000			62,535,000	
合 計			252,000,000	157,070,000	94,535,000			62,535,000	

報告第18号

令和7年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、令和7年度石川県港湾整備特別会計歳出予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

令和7年度石川県港湾整備特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	繰越明許費 議決額 円	翌年度 繰越額 円	左の財源内訳				一般会計 から繰入 円
					既収入 特定財源 円	未収入特定財源			
						国支出金 円	地方債 円	その他 円	
1 港湾整備費			140,000,000	100,000,000			100,000,000		
	2 整備費		140,000,000	100,000,000			100,000,000		
	整備費		140,000,000	100,000,000			100,000,000		
2 港湾災害復旧費			400,000,000	285,614,500			143,000,000		142,614,500
	1 港湾災害復旧費		400,000,000	285,614,500			143,000,000		142,614,500
		令和6年能登半島地震 県単港湾災害復旧費	400,000,000	285,614,500			143,000,000		142,614,500

款	項	事業名	繰越明許費 議決額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般会計 から繰入
					既収入 特定財源	未収入特定財源		その他	
						国支出金	地方債		
			円	円	円	円	円	円	円
合		計	540,000,000	385,614,500			243,000,000		142,614,500

報告第19号

令和7年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度石川県流域下水道事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

令和7年度石川県流域下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越額を要す たな卸資産の 購入限度額	説 明	
						国 支 出 金	企 業 債	そ の 他				
1	資本的 支出		1,473,661,000	663,217,363	810,129,334	515,352,007	148,000,000	146,777,327	314,303			
		1	建設 改良費	1,112,251,000	301,807,403	810,129,334	515,352,007	148,000,000	146,777,327	314,263		
			流域下水道 建設事業費	1,103,766,000	293,323,103	810,129,334	515,352,007	148,000,000	146,777,327	313,563		関係機関との調 整に不測の日数 を要したため

報告第20号

令和7年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和7年度石川県水道用水供給事業会計予算の繰越しについて、次のとおり報告する。

令和8年5月28日提出

石川県知事 山野之義

令和7年度石川県水道用水供給事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に 係る繰越を要す たな卸資産の 購入限度額	説明
						国支出金	企業債	損益勘定 留保資金			
1	資本的 支出		9,100,941,000	5,519,534,495	3,581,405,000	37,135,000	3,544,000,000	270,000	1,505		
	1	建設 改良費	6,697,194,000	3,115,788,273	3,581,405,000	37,135,000	3,544,000,000	270,000	727		
		固定資産 改良費	637,194,000	525,788,273	111,405,000	37,135,000	74,000,000	270,000	727		関係機関との調整に不測の日数を要したため
		送水施設建設 改良事業費	6,060,000,000	2,590,000,000	3,470,000,000		3,470,000,000				関係機関との調整に不測の日数を要したため